

少額投資非課税制度における国債に係る所得に対する所得税の非課税に関する措置等に関する法律案 概要 (国債 NISA 法案)

1 趣旨

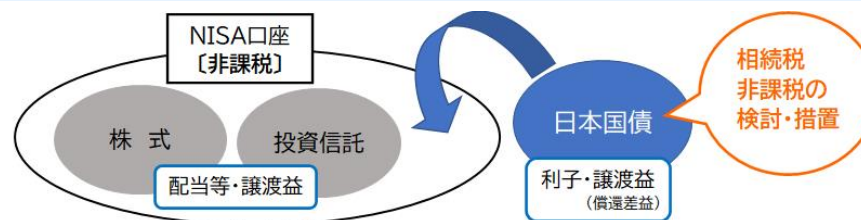
- NISA制度においてより安全な資産としての国債を含めて運用資産を構成すること(家計金融資産のポートフォリオ)ができるようにする等
⇒ 国民の安定的な資産形成を一層促進
- 国民による国債の購入の促進
⇒ 国債の円滑な発行に資する

2 NISA制度における国債に係る所得に対する所得税の非課税に関する措置

- ① NISA制度における所得税の非課税の対象に国債に係る利子所得及び譲渡所得等を加えるものとし、政府は、このために必要な法制上の措置その他の措置を速やかに講ずる。
- ② 政府は、①の措置を講ずるに当たっては、地方公共団体の財政状況に悪影響を及ぼすことのないようにする。

3 NISA口座内の国債に係る相続税の非課税に関する措置

- 2①の措置が講じられたNISA口座内の国債に係る相続税の非課税の仕組みを設けるものとし、政府は、その在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずる。



4 その他

- ① この法律は、公布の日から施行する。
- ② 政府は、NISA制度における株式等に係る国内投資を促進するために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

		所得税(復興特別所得税等、個人住民税含む)		相続税
		国債の利子	国債の譲渡益 (償還差益)	相続等をした国債
現行		20.315%	20.315%	課税対象(※)
法案	NISA 口座内	非課税	非課税	非課税

※ 相続税の税率: 10%~55%(超過累進税率)